

役員報酬等並びに費用に関する規程

公益財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団

(目的及び意義)

第 1 章 この規程は、公益財団法人泉北のまちと暮らしを考える財団（以下、「この法人」という）の定款第 37 条の規程に基づき、役員報酬等並びに費用の支給に必要な基準を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事会で選任された理事のうち、この法人を勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 この法人の非常勤の役員、評議員は、無報酬とする。

2 この法人は、定款第 37 条に基づき、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

3 常勤役員には評議員会において定める総額の範囲内において、(別表)「常勤役員報酬表」に基づき定例役員報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 この法人の常勤役員の定例報酬月額、(別表)「常勤役員報酬表」のとおりとし、各々の常勤役員の報酬月額は報酬表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬の支給日)

第 5 条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人

名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程を改廃するときは、評議員会の承認を得なければならない。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、2022年1月26日から施行する。

この規程は、2022年4月19日から施行する。

この規定は、2022年6月15日から公益認定に伴い法人格修正を行った

(別表)「常勤役員報酬表」
(単位：円)

単位：円

号	基本給	号	基本給	号	基本給
1	125,000	21	225,000	41	325,000
2	130,000	22	230,000	42	330,000
3	135,000	23	235,000	43	335,000
4	140,000	24	240,000	44	340,000
5	145,000	25	245,000	45	345,000
6	150,000	26	250,000	46	350,000
7	155,000	27	255,000	47	355,000
8	160,000	28	260,000	48	360,000
9	165,000	29	265,000	49	365,000
10	170,000	30	270,000	50	370,000
11	175,000	31	275,000	51	375,000
12	180,000	32	280,000	52	380,000
13	185,000	33	285,000	53	385,000
14	190,000	34	290,000	54	390,000
15	195,000	35	295,000	55	395,000
16	200,000	36	300,000	56	400,000
17	205,000	37	305,000	57	405,000
18	210,000	38	310,000	58	410,000
19	215,000	39	315,000	59	415,000
20	220,000	40	320,000	60	420,000